

●香川県告示第207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年5月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成23年3月1日	医療法人恵基会 小林医院	丸亀市綾歌町岡田下500番地1
平成23年3月1日	ごうだ歯科医院	綾歌郡宇多津町浜八番丁120番地7
平成23年3月17日	谷口歯科医院	東かがわ市西村1400番地1
平成23年4月1日	医療法人社団まつねクリニック	丸亀市三条町1256番地1
平成23年4月1日	篠原歯科医院	丸亀市中府町1丁目2番15号
平成23年4月1日	なかつか歯科	丸亀市幸町2丁目5番13号